

## 大口定期

令和2年5月20日現在

1. 商 品 名 (愛 称)	自由金利型定期預金 (愛称) 大口定期
2. 販 売 対 象	・ 法人、個人
3. 期 間	・ 定型方式 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月 1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 ・ 満期日指定方式 1 ヶ月超 5 年未満 ・ 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます
4. 預 入 (受 入) (1) 預 入 (受 入) 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 1,000 万円以上 ・ 1 円単位
5. 払 戻 (支 払) 方 法	・ 満期日以後に一括して支払います
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法  (3) 計 算 方 法	・ 固定金利（預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します） ・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います 預入期間 2 年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します ※ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます ・ 付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7. 税 金	・ 個人の利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります ・ 法人は総合課税となります
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができません（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率）
10. 中途解約の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表 1 の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください

## 大 口 定 期

12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」(9時～17時、電話：0800-800-3345)にお申し出ください</li> <li>・ 紛争解決措置 札幌弁護士会(電話：011-251-7730)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください          なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です          また、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください</li> </ul>
13. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)</li> </ul>

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。